

鹿屋市告示第 177 号

鹿屋市集落営農組織等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市集落営農組織等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市集落営農組織等支援事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第130号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2号イを次のように改める。

イ 農業機械士養成研修への申込みが分かる書類（申込書の写し等）

第5条第2号中イを削り、ウをイとし、同号中イの次に次の1号を加える。

ウ 農業機械士養成研修受講料の領収証の写し

第5条第2号中エを削り、オをエとする。

別表オペレーター免許取得支援補助金の項補助対象者の欄中「市内の集落営農組織等に所属するオペレーター」を「免許を取得するオペレーターが所属する市内の集落営農組織等」に改める。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第3号様式中「印」を削り、「(1) 鹿児島県が発行する農業機械士養成研修の申込みを証する書類の写し」を「(1) 農業機械士養成研修への申込みが分かる書類（申込書の写し等）」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

別記第7号様式中「印」及び「(1) 鹿児島県が発行する農業機械士養成研修の修了を証する書類の写し」を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3) 農業機械士養成研修の受講料の領収証の写し」を「(2) 農業機械士養成研修受講料の領収証の写し」に、「(4)」を「(3)」に改める。

別記第8号様式中「印」を削る。

別記第9号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。